

⑭ 空家活用支援補助金・解体撤去補助金を拡充しました

申・問 企業誘致・移住推進課(内線 592)

○笠間市空家活用支援補助金

対象 空家・空地バンクに登録されている空家を所有する方や空家(登録物件)を取得または賃借する方

【拡充内容】 居住誘導区域・準居住誘導区域において、下記のとおり拡充。

※居住誘導区域・準居住誘導区域とは、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう誘導すべき区域。

(1) 空家・空地バンク登録物件利用促進事業(登録物件の取得または賃貸に要する経費の補助)

取得の場合：取得対価の3パーセント以内(50万円を限度)

※区域以外は従来どおり30万円を限度

賃借の場合：家賃4ヶ月分に相当する額(20万円を限度)

※区域以外は従来どおり家賃2か月分に相当する額(10万円を限度)

(2) 空家・空地バンク登録物件家財道具等処分支援事業(登録物件の家財道具等の処分に要する経費の補助)

補助額：対象経費の2分の1以内(20万円を限度)

※区域以外は従来どおり10万円を限度

○笠間市空家解体撤去補助金

対象 「空家等対策の推進に関する特別措置法」等により必要な措置をとるよう助言や指導等を受けた所有者等が、将来にわたり管理が行えないことにより、解体撤去を行う場合

【拡充内容】 居住誘導区域・準居住誘導区域において、下記のとおり拡充。

住宅の場合：対象経費の2分の1以内(80万円を限度)

※区域以外は従来どおり50万円を限度

店舗等(大規模小売店舗を除く)、賃貸住宅の場合：対象経費の2分の1以内(200万円を限度)

※区域以外は従来どおり対象外

⑮ 入札参加資格の追加受付を行います

問 財政課(内線 220)

市が発注する建設工事、建設コンサルタント等の業務委託および物品販売・役務の提供等の入札(見積り)に参加を希望する場合には、市の入札参加資格者名簿への登録が必要です。

なお、物品販売・役務の提供等に関しては、市への申請となりますが、建設工事・建設コンサルタント等委託業務に関しては、県入札参加資格共同受付への申請となります。

○建設工事・建設コンサルタント等委託業務 県ホームページ⇒「土木部監理課」で検索

申請方法 茨城県入札参加資格電子申請システムからお申し込みください。

申請期間 5月9日(月)～13日(金)

○物品販売・役務の提供等 市ホームページ⇒「参加受付」で検索

申請方法 窓口へ持参または郵送(書留郵便)でお申し込みください。

申請期間 5月9日(月)～13日(金)

※期間を過ぎて送達された申請書は受理しません。郵送による提出は当日消印有効、信書便による提出は当日通信日付印有効です。

※申請の要項および申請書等は、市ホームページからダウンロードしていただくか窓口で配布しています。

※名簿登載有効期間は、7月1日から令和5年3月31日までです。